

令和2年度第3回

鳥取市社会教育委員会議、公民館運営審議会及び生涯学習推進協議会 議事録

日 時：令和3年2月22日（月）午前10時～12時

場 所：鳥取市役所本庁舎 会議室6-4

出席者：〈委員〉藤原委員、音田委員、徳田委員、福田委員、新田委員、山下委員、
中川委員、山根委員、松田委員、武内委員、竹内委員、川口委員、
安木委員、坂本委員、牛尾委員、藤井委員、大西委員）

（欠席：木下委員、濱本委員、上萬委員）

〈事務局〉生涯学習・スポーツ課：中原課長、山本係長、大下主事

※発言内容について、事務局で一部加筆訂正しています。

1 開会

2 生涯学習・スポーツ課長（中央公民館長）あいさつ

3 会長あいさつ

4 報告事項

- （1）鳥取市の教育等の振興に関する大綱・鳥取市教育振興基本計画について（資料1-1）
- （2）地域組織のあり方検討に関する取組について（資料2-1）

5 協議事項

- （1）鳥取市生涯学習推進基本方針の策定について（資料3-1～3-3）

6 その他

- （1）鳥取砂丘西側整備構想の進捗状況について（資料4）

7 閉会

4 報告事項

(1) 鳥取市の教育等の振興に関する大綱・鳥取市教育振興基本計画について

(資料1-1)

会 長) はい。ありがとうございました。事務局からの説明は以上になりますが、少しだけ補足をさせていただきます。策定委員会には私と山根館長の方で出席しまして、生涯学習・社会教育に関して発言をさせていただきました。社会教育の重要性については、策定委員会に出席された学校教育課の方々も認識されていて、同意していただいた上で少し文言について修正をかけさせていただいたということをご報告させていただければと思います。それから、教育振興基本計画の指標・目標値について妥当かどうかという議論もありましたが、そこについては、時間的な制約もあったようですので、必ずしも妥当と言えない部分もあるかもしれません。そのあたりについては、来年度計画が始まってから、随時、見直しをしていくということも、策定委員会では補足意見としてあがっておりました。ですので、教育委員会事務局の方で、今後、計画の見直しもされていくのではないかと思います。委員の皆様におかれては随時、この社会教育委員会議でもご意見等をお寄せいただければ、事務局の方が対応してくださるのではないかと思いますので、お気づきの点があれば、今日の会議でもご意見を頂きたいと思います。山根館長から何かご意見はありますか。

委 員) 特にはありません。

会 長) では委員の皆さんの方から質疑等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。またこの後でもご意見等あればご発言いただければと思います。協議事項等もありますので先に進めさせていただければと思いますがよろしいでしょうか。

事務局) 少しだけ補足させていただければと思います。先ほど申し上げたように第2期の計画については令和3年度から令和7年度までの計画期間になりますので令和3年4月から動き出すというスケジュールになっています。具体的にはこれから議会や定例教育委員会等で報告をさせていただいて、最終的に決裁をとって、広報を開始していくというようなスケジュールになっております。

会 長) そうですね。事業の予算については大綱や基本計画とある程度連動して組まれていると思いますので、大綱や基本計画が予算編成の元になる考え方になるということをご理解いただければと思います。では進行をさせていただきます。協議事項
(2)「地域組織のあり方検討に関する取組について」事務局の方から説明をお願いします。

(2) 地域組織のあり方検討に関する取組について (資料2-1)

会 長) はい。ありがとうございます。大分詳しく説明していただきました。この会議は公民館運営審議会も兼ねておりますので、公民館に関係することは重要事項として

ご報告をいただいたところになります。地域の実情に応じて、いろんな取り組みがされており、委員の皆さんはご関心のあるところかと思しますので、なにかご意見等あればお願いします。それでは私からひとつ確認なんですが、地域組織支援モデル事業について、事業としては来年度も継続で、新規に制度の導入を希望する地区が4地区あるということでご説明いただきましたが、これは取り組みが広がっていくということでしょうか。

事務局) そうですね。この資料2-1については以前、議会等にもお示した資料でございまして、その当時は4地区だったんですが現在は5地区で検討を進められているという状況です。これについては、先ほど少しご説明を漏らしたかもしれないんですけども、まちづくり協議会や公民館へ情報提供をさせていただいておまして、地域の中で持ち帰られた情報をもとに議論されて、やってみようかという地域がある場合には対応していくという形をとっております。

会 長) この制度については追加の予算があるわけではなくて、いままでの予算をまとめるという趣旨であると思いますが、制度を導入すると金額が大きくなることはありますか。

事務局) はい。その点については聞かれることがありますが、基本的には同じです。ただし金額については地域によって少し違います。まちづくり協議会への補助金と公民館事業のお金というのは基本的にはどこの地区も同じ金額ですが、この制度の場合は公民館の管理費も一括してお支払いする形になりますので建物の規模や建築年によって若干金額に差が生じます。なので、地域によって金額に若干の差がありますが、大きく変わるってことはないということですね。

会 長) ありがとうございます。何かありますか。

委 員) いいですか。すみません。地域組織のあり方検討に関する取組についてご報告いただきましたが、金銭面のことが非常に大きく関わってきているように見えました。ある地区では公民館運営のために自治会員が負担をして運営費用に充ててるという実態があるのですが佐治の場合はどうでしょうか。それと併せて、一括交付金制度を導入したときに市民が負担している運営資金についてはどういう扱いにされているのかをお聞かせいただけないでしょうか。

事務局) 先ほどお話したように一括交付金の内訳として、いままでまちづくり協議会に出していた補助金と、公民館の事業費があります。まちづくり協議会に出していた補助金に関しては、正確には補助率に応じてその地域の負担が必須になってます。それから、公民館の事業費に関しては、各地区公民館に生涯学習事業を実施していただくためにお配りをさせていただいてます。さきほど委員がおっしゃったように、各地区の公民館の事業については、地区費として、地域の住民が負担したお金を併せて運営をされてる地域も多くあると把握しています。今回の一括交付金制度では、あくまでお金の拠出先が公民館からまちづくり協議会に変わるだけということにな

ります。今まではまちづくり協議会と公民館に出していたお金を一括して、まちづくり協議会に出すことになり、それが大体 100 万ぐらいになります。そしてその地域によって事業の規模は様々ですので市から出させていただくお金はあくまでベースということで、地域の中で事業の実施のために追加費用が必要であると判断された場合は地区で負担をされているという形で整理をさせていただいています。

会 長) ちなみに佐治地区の場合は地域の住民からどういう形でお金を集められているのでしょうか。

事務局) そうですね。おそらくですが、その地域でお金を集めて公民館や青少年育成地区協議会にそれぞれ割り当てをされている地区が多いので、佐治地区の場合も、大きくは変わってないと思います。

委 員) じゃあ自治会員が負担してるお金については、鳥取市内で平準化されてる話ではないんですね。

事務局) そうですね。

委 員) 地域ごとですか。

事務局) 自治会で集められてるお金については、あくまでその自治会で集める必要があると判断されて集められているお金です。しかもその集めたお金を地域の取り組みにどのように配分するかということもあくまで各自治会単位、町内会単位で判断されていることと考えています。

委 員) すみません。ありがとうございます。

会 長) 恐らく佐治に関しては、NPO 法人化されたということですので、NPO 法人としての会費をとっているのではないかと思います。そのあたりはどうでしょうか。

事務局) そうですね。佐治の場合は、ちょっとややこしくなるかもしれませんが、NPO 法人としての顔とまちづくり協議会の事務局としての顔を両方お持ちです。NPO 法人が実施する事業については、NPO 法人として会員から会費を徴収して実施されると思います。一方で地域の住民の皆様からのお金をどう集めてどう配分するかということについてはまちづくり協議会の事務局として判断されると思います。

会 長) 他に何かご意見等あればお願いします。

委 員) 佐治地区公民館の場合は、他の地区公民館と少し事情が違うところがあると思います。というのが、佐治地区公民館の場合は、旧佐治村が区域になるわけですね。佐治地区公民館以外にはおそらくないと思います。なので、佐治地区で上手くやっているから、各地区公民館でも同じようにやれるんじゃないかという考え方はできないのではないかなと思うんですよ。そのあたりはどうなんですか。

事務局) まさにおっしゃるとおりですね。現在市内には地区公民館 61 館と分館 1 館がありまして、地域の取り組みの実態もそれぞれ異なっています。なので先ほどもお話したとおり、佐治以外のすべての地区でもやりましようっていう考えは持っています。

せん。逆に、佐治地区とは事情が違うからこそ、こうしたい、こういうふうに運用したいという思いも違うと思うんですね。佐治地区の場合は地域の実態をふまえて、公共施設を自分たちで運用して、自分たちの力で地域づくりをもっと進めていきたいという希望をお持ちでしたので、それに対して応える形が指定管理者制度だったということです。ただ、地域の希望に沿った形をとるといっても、62パターンすべて違うやり方というのはなかなかできないので、どこかで線を引かせていただくということになると思います。現段階では一括交付金制度を使う、指定管理者制度を導入する、もしくは今までどおりの3パターンになっています。今後は、選択肢をふやすか、もうしばらくはこのままでいくかといった議論を進めていくという状況です。

会長) 昨年度公民館のあり方を検討した際もずいぶん議論させていただいたんですが、指定管理者制度については、地域によって実情が違うので、選択できるようにしましょうということを強く申し上げた結果、佐治だけがやりやすいように、制度を作っていたというふうに私も理解しております。なので、佐治地区のようなやり方もあるということで、参考にさせていただく程度でよいのかなと思います。他にございますでしょうか。

委員) ちょっと尋ねたいんですが、公民館の活動と、まちづくり協議会の活動を完全に分離して、積極的にまちづくり協議会が動いている地区はどれぐらいありますか。

事務局) すみませんが、線引きが難しいのでなかなかお答えしづらいかなと思います。

会長) そのあたりは地区ごとに事情が違うと思います。公民館同士で情報交換をされていると思いますが、まちづくり協議会との役割分担等のことについて市公連として言えることがあればお願いできないでしょうか。

委員) なかなか今言われたように、本当に何かこう線引きが難しいところがあって、どちらかというふうには言えないと思うんですね。ただ、いろんな公民館との関連性の中でいろんなまち協事業なんかも一緒にやられてるところがありますし、じゃあそれはどちらが主体的に頑張ってるかというふうなことは、なかなか言えないので。

会長) 他になにかご意見はありますか。よろしいでしょうか。今後、佐治地区は指定管理者制度を導入するというお話でしたので注視していきたい、フォローしていきたいと思っています。それで、一つ私からも補足させていただきたいと思います。資料2-1の「4. 関連する条例の改正」というところに書いてありますが、公民館条例から外れるということで、これは大きなことだと思います。生涯学習・スポーツ課としては、公民館という看板は外すけれども機能は残すために、指定管理者制度を導入するにあたっては、仕様書に社会教育士等の専門職員を配置することと明記されていて、。こういう手もあるのかなと思いました。それと、資料2-1の(2)鳥取市自治基本条例の改正についてです。“等”をいれたということですが、これは佐治が公民館条例の適用から外れたけれどもということでしょうか。

事務局) そうですね。公民館条例とあわせて自治基本条例、これは市長部局の所管になりますけれども、そちらの方も改正を予定しています。おっしゃるとおり改正するのは“等”をつけただけというところではあるんですけれども。自治基本条例ができたときから地域におけるコミュニティ活動の拠点施設を、地区公民館で持ちますよということを入言に入れております。しかしながら、まさしく今回の佐治地区のような取り組みで、コミュニティ施設をそういったコミュニティ活動の拠点施設にするということもありますし、さらに言えばこれから先その地域のコミュニティ活動の拠点施設を公民館だけに限定するのか、といった議論もあり得るのではないかと思います。

会長) はい。そのあたりも含め、地域で考えましょうというボールがどんどん地域に来ているというの考えないといけないのかなと思います。じゃあちょっと長くなってしまいましたけれども、報告事項(2)「地域組織のあり方検討に関する取組について」は以上でよろしいでしょうか。それでは先に進めさせていただきます。それでは協議事項(1)「鳥取市生涯学習推進基本方針の策定について」ですね。これは、前回の会議でみなさんにご審議いただいた後、文言を修正していただいたものになるのでご確認をお願いします。ではまず事務局の方から説明をお願いします。

5 協議事項

(1) 鳥取市生涯学習推進基本方針の策定について (資料3-1～3-3)

会長) はい。ありがとうございます。前回の会議で素案をお示しし委員の皆様からご意見いただいたところを修正した案を作ってもらいました。そして、主に3点ですが、ご意見に対する対応について説明がありました。また、今日はもう一度委員の皆様からご意見いただいて、修正等おこないまして、鳥取市生涯学習推進本部にて決定いただくという段取りであるということでした。では委員の皆様の意図どおりに修正されているかどうかも含めてご意見をいただければと思いますがいかがでしょうか。1点目の計画期間については、このような書きぶりによろしいでしょうか。委員の任期2年×2期分ということで4年ということを確認するという点についてはいかがでしょうか。

委員) 文言としてはこれでいいかと思います。しかしながら、4年が経過した時にどういう形で見直すのかというイメージがわかりませんでした。

会長) はい。では現状の事務局の考えをご説明いただけますか。

事務局) 前回、会議資料として、全庁でおこなわれている生涯学習事業の進捗管理表を配らせていただきました。進捗管理表については、評価の仕方については少しご相談させていただきたいところがありますが、今後も継続してやっていくことになると思っております。それを踏まえながら、まだ私案でしかないんですけれども、4年間の、特に後半の2年間のうちに、生涯学習推進基本方針の内容についてこの会議

で見直す機会を設けたいと思っています。ただ、提議の仕方については、例えば諮問答申といったような形になるだとか、もう少し具体的な手法を勉強しなければいけないと思っています。

会 長) 現状の事務局の考え方についてご説明いただきましたが、どうしていくのがいいのかということについてはぜひご意見を頂戴できればと思います。あるいはこの委員会で、何をみるべきなのか、どういう資料をもって見直しをはかっていくべきなのか、ぜひご教示いただきたいと思ってるんですがいかがでしょうか。

委 員) ちょっといますぐには申し上げられませんが、この会議が検証の場になるということについては了解しました。

会 長) 他はいかがでしょう。大丈夫そうですかね。じゃあ2点目についてですが、生涯学習の概念図を修正していただきました。認定こども園で行われている就学前の教育は生涯学習・社会教育の中ではどう位置付けられるのかということだったと思いますが、いかがでしょうか。

委 員) おおむねこんな感じでもよろしいのではないかなと思います。

会 長) はい。ありがとうございます。他の皆さんからもよろしいですかね。それでは3点目の地域と学校の連携の話についてです。地域学校協働本部という固有名詞をいれてはどうかという話もあったんですが、このような文言をいれることで対応していただきました。この点についてはご意見等よろしいでしょうか。それでは特にご意見等なければ、こちらの委員会としては了承ということで、生涯学習推進本部の方にあげていただくことにしたいと思います。よろしいでしょうか。これは議決まではいらなくて、了承したということでもよろしいですか。

事務局) そうですね。

会 長) ではこの議題については了承ということで終了にさせていただければと思います。先ほど申し上げた生涯学習推進本部に関しては3月29日に開催予定ですね。ここで決定され、新年度からこの計画がスタートするというスケジュールになっておりますのでよろしくお願いいたします。では資料4について説明をお願いします。

6 その他

(1) 鳥取砂丘西側整備構想の進捗状況について (資料4)

会 長) はい、ありがとうございます。事務局からの報告に対して何か質問等ございますでしょうか。私からもいくつか聞いてもよろしいでしょうか。サイクリングターミナル砂丘の家は教育委員会の所管の施設なんですか。

事務局) そうですね。サイクリングターミナル砂丘の家は、教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課の所管になります。

会 長) これは、どちらかというと、スポーツ施設という位置付けでしょうか。

事務局) そういう位置付けもあるといえばあるんですけども、どちらかと言うと青少年教育

施設(宿泊型)の位置付けになってます。

会 長) やはり教育的視点で設立された施設ではあったということでしょうか。では社会教育施設としての位置付けということなので、もう1点お尋ねしたいと思います。資料には令和2年11月5日に社会教育関係者等と意見交換とあるんですが、この委員会のメンバーの中に、ヒアリングの関係者はいらっしゃるのでしょうか。

事務局) はい、意見交換をさせていただいた方は社会教育委員以外にもいらっしゃいますが、社会教育委員からは山根館長と藤井委員にご参加いただきました。

会 長) はい。ありがとうございます。何か補足等ありますか。

事務局) 少し補足ですがこの話については社会教育委員を始め、あとはスポーツ関係団体や学校関係者等からもご意見をいただいたうえで進めさせていただいております。いただいたご意見の中では、やはり先ほどの2点が大事だということで、どう実現していくかっていうところはこれからしっかり考えていくというような方向性で今考えております。やはり鳥取市全体として公共施設数も減らしていかなければいけない、建物も老朽化しているという中で、施設の存続ありきだけではなくて様々な可能性を含めて検討していこうということで、議論が始まったところだと思っておりますので、引き続きまた動き等ございましたらご報告させていただきたいと思っております。以上をもちまして令和2年度第3回の社会教育委員会議を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。